

米海兵隊員によるタクシー強盗事件に対する意見書

11月7日午後10時10分ごろ、うるま市の沖縄自動車道をキャンプ・ハンセンに向か走行中のタクシー車内で米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の上等兵が男性運転手の首を絞めるなどの暴行を加え、運転手が停車して車外に降り助けを求めていた間にタクシーと現金1万円を奪って北向けに逃走、金武町の屋嘉インターチェンジ付近の中央分離帯に衝突し逮捕される事件が発生した。容疑者の呼気からは基準値を超えるアルコールが検出された。

運転手に被害を与えたことはもとより、飲酒した状態でタクシーを運転し高速道路を逃走したことは、更なる大惨事をまねく恐れのあった許しがたい行為である。

金武町議会は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じ得ない。

度重なる、米軍人・軍属等による事件・事故は、町民に不安と恐怖を与えており、これまで再発防止策を講ずるよう要請してきたが、まったく改善されておらず、日米両政府の責任は重大である。

よって本町議会は、町民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう、強く要請する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 1 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
- 1 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可 決

令和2年11月12日
金武町議会議長 嘉数義光



令和2年11月12日
沖縄県金武町議会



宛 先

内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使
沖縄防衛局長

米海兵隊員によるタクシー強盗事件に対する抗議決議

11月7日午後10時10分ごろ、うるま市の沖縄自動車道をキャンプ・ハンセンに向か走行中のタクシー車内で米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の上等兵が男性運転手の首を絞めるなどの暴行を加え、運転手が停車して車外に降り助けを求めていた間にタクシーと現金1万円を奪って北向けに逃走、金武町の屋嘉インター付近の中央分離帯に衝突し逮捕される事件が発生した。容疑者の呼気からは基準値を超えるアルコールが検出された。

運転手に被害を与えたことはもとより、飲酒した状態でタクシーを運転し高速道路を逃走したことは、更なる大惨事をまねく恐れのあった許しがたい行為である。

金武町議会は、これまでにも米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍をはじめ関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、事件が発生したことは極めて遺憾であり、怒りを禁じ得ない。

度重なる、米軍人・軍属等による事件・事故は、町民に不安と恐怖を与えており、これまで再発防止策を講ずるよう要請してきたが、まったく改善されておらず、日米両政府の責任は重大である。

よって本町議会は、町民の生命、財産を守る立場から、今後いかなる事件・事故も起こさぬよう厳重に抗議し、下記事項が速やかに実現されるよう、強く要求する。

記

- 1 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 1 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底し、実効性のある再発防止策を速やかに公表すること。
- 1 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

可 決

令和2年11月12日
金武町議会議長 嘉数義光



令和2年11月12日
沖縄県金武町議会



宛 先

駐日米国大使 在日米軍司令官
在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官
キャンプ・ハンセン基地司令官